検討委員会の進め方について

1 委員会の会議の公開・非公開の取扱いについて

十日町市立中学校のあり方検討委員会設置要綱第5条第5項の規定により、今後 の当検討委員会の会議について公開・非公開の取扱いをお諮りします。

2 委員に関する情報の公開について

- ① 別紙委員名簿の記載事項、性別及び居住中学校区の委員各位に関する基本的な情報については公開するものとします。
- ② 市の広報活動、報道機関等の取材のため、会議の模様を写した画像については 公開するものとします。
- ③ その他の情報の取扱いについては、原則として非公開としますが、個別の事案 については検討委員会の会議に諮って決定します。

3 会議に関する情報の公開について

- ① 市のホームページで次の事項について公開します。
 - ア 会議の開催日、会場
 - イ 会議の資料(十日町市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報を除く。)
 - ウ 会議録(発言した委員の氏名を非公開とした概要版)
- ② 市の広報について
 - 「市報とおかまち」等の市の広報媒体で随時に市民へ検討状況等を報告します。
- ③ 教育委員会、市長、市議会その他の市の機関への報告について 市の機関へは、随時に検討状況等を報告します。
- ④ その他

その他会議等の情報公開が必要な場合は、正副委員長の確認を受けた後に決定します。

4 報道機関等からの取材の対応について

報道機関等からの取材については、基本的に事務局で対応するものとします。